

「5,100円」に、「4,650円」を「5,100円」に、「7,550円」を「7,950円」に、
5,650円 / 2,000円 を 5,800円 / 2,250円 に、
「2,000円」を「2,250円」に、「4,300円」を「4,450円」に、
2,400円 を 2,350円 に、「13,200円」を「12,500円」に、「1,900円」を「2,000円」に改め、同8を同表の9とし、同表の7の次に次のように加える。

8 免許証更新手数料

区 分	金 額
(1) 免許証の更新（法第101条の2の2第1項の規定により免許証の更新の申請をする場合を除く。）	2,500円
(2) 免許証の更新（法第101条の2の2第1項の規定により免許証の更新の申請をする場合）	2,550円

別表第6中 1,500円 を 1,600円 に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

生活安全企画課
交通企画課
交通指導課
東北信運転免許課



農林業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成30年3月22日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第7号

農林業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則

農林業普及指導手当に関する規則（昭和40年長野県規則第12号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

人 事 課

特殊勤務手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成30年3月22日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第8号

特殊勤務手当に関する規則等の一部を改正する規則（特殊勤務手当に関する規則の一部改正）

第1条 特殊勤務手当に関する規則（昭和44年長野県規則第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「附則第9項」を「附則第9項第1号」に改める。

第3条第1項第6号中「県立ときわぎ寮」の次に「及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第4項の規定による委託を受けた者が一時保護を行う施設」を加える。

第4条第1項中第10号を第12号とし、第6号から第9号までを2号ずつ繰り下げ、同項第5号中「第6号、第7号及び第9号」を「次号、第9号及び第11号」に改め、同号を同項第7号とし、同項第4号中「第6号」を「第8号」に改め、同号を同項第6号とし、同項第3号を同項第5号とし、同項第2号中「（昭和26年法律第166号）」を削り、「第6号及び第9号」を「第8号及び第11号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第1号の次に次の2号を加える。

(2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第21条（同法第26条において準用する場合を含む。）の規定による患者の入院のための移送作業又は同法第47条の規定による新感染症の所見がある者の入院のための移送作業に従事した職員

(3) 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条に定める家畜伝染病のうち口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するために行う家畜のとさつ、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業に従事した職員（第8号及び第11号の職員を除く。）

第4条第2項第1号中「から第5号」を「第2号及び第4号から第7号」に改め、同項第3号中「前項第10号」を「前項第12号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「前項第6号から第9号」を「前項第8号から第11号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 前項第3号の作業 300円（当該作業が牛のとさつときは600円）

第5条第1項第1号中「第29条の2の2第1項」の次に「及び第34条第1項から第3項まで」を加える。

第16条を第17条とし、第15条を第16条とし、第14条の次に次の1条を加える。

（外国勤務手当）

第15条 外国勤務手当の支給される職員は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 海外駐在を命ぜられた職員
- (2) 前号に掲げる職員の業務に相当する業務に従事すると知事が認める職員

2 外国勤務手当の額は、勤務1月につき、前項各号に掲げる職員が在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号）第2条第1項に規定する在外職員であるとした場合に同法の規定により支給

されることとなる在勤手当のうち、在勤基本手当、住居手当、配偶者手当及び子女教育手当の支給額（在勤基本手当にあつては同法の規定による支給額に100分の80を乗じて得た額とし、住居手当にあつては同法の規定による限度額に100分の80を乗じて得た額を限度とし、配偶者手当にあつては同法の規定による支給額に100分の80を乗じて得た額から条例第14条第1項第1号に掲げる扶養親族に係る扶養手当の月額に相当する額を減じた額とする。）の合計額に相当する額とする。

3 外国勤務手当の支給期間は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の規定による在勤手当の支給を受ける在外職員の例による。

4 外国勤務手当を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その額は、その月の現日数を基礎として日割りによつて計算する。

附則第2項の前の見出し及び同項中「附則第9項」を「附則第9項第1号」に改める。

（特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第2条 特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（平成24年長野県規則第32号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の前の見出し及び同項から第6項までを削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

人 事 課

長野県看護大学大学院学則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成30年3月22日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第9号

長野県看護大学大学院学則の一部を改正する規則

長野県看護大学大学院学則（平成10年長野県規則第40号）の一部を次のように改正する。

別表第1の領域別分野専門科目の項中

「 小児看護学特論Ⅱ | 2 | 」を

「 小児看護学特論Ⅱ | 2 | に、
小児病態・治療特論 | 2 | 」

「 小児看護学実習 | 6 | 」を

「 小児看護学実習Ⅰ | 2 | に、
小児看護学実習Ⅱ | 1 |
小児看護学実習Ⅲ | 7 | 」

「 老年看護学特論Ⅲ | 2 | 」を

「 老年看護学特論Ⅲ | 2 | に、
老年医学特論 | 2 | 」

「 老年看護学実習 | 6 | 」を

「 老年看護学実習Ⅰ | 4 |
老年看護学実習Ⅱ | 4 | に改める。
老年看護学実習Ⅲ | 2 | 」

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成30年3月31日現に在学する者の履修すべき授業科目及び単位数については、この規則による改正後の長野県看護大学大学院学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

医療推進課

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように制定します。

平成30年3月22日

長野県公営企業管理者 小林 利 弘

長野県公営企業管理規程第1号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

企業職員の給与に関する規程（昭和43年長野県公営企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、同項の次に次の見出し及び3項を加える。

（特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例）

2 別表第3に掲げる特殊現場作業手当として、次の各号に掲げる職員に対し、作業1日につき、当該各号に定める額を支給する。

- (1) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第2項の規定による原子力緊急事態宣言があつた場合における次に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 原子力災害対策特別措置法第17条第9項に規定する緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所のうち管理者が定めるもの（イにおいて「特定原子力事業所」という。）の敷地内において行われる作業のうち管理者が定めるものに従事した職員 4万円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して管理者が定める額

イ 特定原子力事業所に係る原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示に基づき設定された区域等を考慮して管理者が定める区域において行われる作業のうち管理者が定めるものに従事した職員（アに掲げる職員を除く。） 1万円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して管理者が定める額（心身に著しい負担を与えると管理者が認める作業に従事した場合にあつては、その額にその額の100分の100に相当する額を超えない範囲内において管理者が定める額を加えた額）

- (2) 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害に係る災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置されたもの（次項において「特定大規模災害」という。）に対処するために行われる作業の

うち管理者が定めるものに従事した職員 1,800円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して管理者が定める額

- 3 特定大規模災害に対処するため人の死体の取扱いに関する作業で管理者が定めるものに従事した職員に対しては、別表第3の規定にかかわらず、特殊勤務手当として死体処理手当を支給する。
- 4 前項の手当の額は、作業1日につき、1,000円（管理者が定める場合にあつては、2,000円）を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して管理者が定める額（心身に著しい負担を与えると管理者が認める作業に従事した場合にあつては、その額にその額の100分の100に相当する額を超えない範囲内において管理者が定める額を加えた額）とする。
- 別表第3に次のように加える。

感染症防疫等作業手当	家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条に定める家畜伝染病のうち高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業	1日につき300円（4時間未満の場合180円）
------------	--	-------------------------

附 則

この管理規程は、平成30年4月1日から施行する。

経営推進課

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成30年3月22日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第3号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

第1条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和39年長野県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第11条第1号中「100分の170」を「100分の190」に、「100分の210」を「100分の230」に改め、同条第2号中「100分の80」を「100分の90」に、「100分の100」を「100分の110」に改める。

第2条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第11条第1号中「100分の190」を「100分の180」に、「100分の230」を「100分の220」に改め、同条第2号中「100分の90」を「100分の85」に、「100分の110」を「100分の105」に改める。

附 則

（施行期日等）

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則第11条の規定は、平成29年12月1日から適用する。

人事委員会事務局

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成30年3月22日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第4号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則（昭和45年長野県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「第38条」を「第37条の2」に改める。

第11章中第38条の前に次の2条を加える。

（行政職給料表の9級の職員に相当する職員）

第37条の2 一般職員給与条例第13条に規定する人事委員会が定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。

- 医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの
- 教育職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの

（行政職給料表の8級の職員に相当する職員）

第37条の3 一般職員給与条例第15条第1項に規定する人事委員会が定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。

- 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの
- 教育職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの
- 警察職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの
- 一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの

第38条第1項中「第7号」を「第6号」に改め、「から第4号まで」を削り、「第6号」を「第5号」に改め、同項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

附則に次の2項を加える。

（平成30年改正条例附則第3項から第5項までの規定が適用される間の読替え）

12 平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間は、第38条第1項中「一般職員給与条例第16条第1項」とあるのは「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年長野県条例第6号）附則第3項から第5項までの規定により読み替えられた一般職員給与条例第16条第1項」とする。

（行政職給料表の8級以上の職員に相当する職員）

13 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年長野県条例第6号）附則第5項の規定により読み替えられた一般職

員給与条例第15条第1項に規定する人事委員会が定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。

- (1) 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの
- (2) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの
- (3) 教育職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの
- (4) 警察職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの
- (5) 一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの

別表第2のイ中

別に定める。
別に定める。

を

に改める。

別表第7のイ中

54
55
56
57
57
57
58
58
58
59
59
59
60

を

53
54
54
55
55
56
56
57
57
58
58
59
59

に、

34
34
34
35
35
35
36
36
36
37
37
37
37
38
38
38
38
38
38
39
39
39
39
39
40

を

33
34
34
34
34
34
35
35
35
35
36
36
36
36
37
37
37
37
37
37
37
38
38
38
38
38
38
39
39
39
39
39

に改め、同表のウ中

29
29
29
30
30
30
31
31
31
32
32
32
33
33
33

を

46
46
46
47
47
47
48
48
48
49
49
49

を

45
46
46
46
46
47
47
47
47
48
48
48

28
29
29
29
29
30
30
30
30
31
31
31
31
32
32

に改め、同表のオ中

78
79
80
81
81
81
81
81
82
82
82
82
83
83
83
83
83
83
84

を

77
78
78
79
79
80
80
81
81
81
81
82
82
82
82
83
83
83
83
83

に改め、同表のカ中

50
50
50
51
51
51
52
52
52
53
53
53
54
54
54
55
55
56
56
56
57
57
57
57
57
58
58
58
58
59
59
59
59
60
60
60
60
61
61
61
62
62
62
63
63
63

を

48
49
49
50
50
51
51
52
52
52
53
53
53
53
54
54
54
55
55
55
55
56
56
56
56
57
57
57
57
58
58
58
58
59
59
59
59
60
60
60
60
61
61
61
62
62
62
63
63
63

に、

に改め、同表のサ中

78
79
80
81
81
82
82
83
83
84

を

77
78
78
79
79
80
80
81
82
83

に改め、同表のス中

54
55
56
57
57
57
58
58
58
59
59
59
60

を

53
54
54
55
55
56
56
57
57
58
58
59
59

に、

35
36
36
36
37
37
37
37
37
37
38
38
38
38
38
38
39
39
39
39
39
40

を

33
34
34
34
34
35
35
35
35
36
36
36
36
37
37
37
38
38
38
39
39
39
39

に改める。

附 則
(施行期日等)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表第7の改正規定並びに次項、附則第4項及び第5項の規定は、公布の日から施行する。

- 2 前項ただし書に規定する改正規定による改正後の職員の給与に関する規則（附則第4項において「改正後の規則」という。）別表第7及び附則第4項の規定は、平成29年4月1日から適用する。
 （経過措置）
- 3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間におけるこの規則による改正後の職員の給与に関する規則第38条第1項の規定の適用については、同項中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

左欄	右欄
第6号	第7号
同項第2号	同項第2号から第4号まで
第5号	第6号
(5) 扶養親族に他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けているものであること の事実	(5) 配偶者の有無 (6) 扶養親族に他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けているものであること の事実
(6) 異動の理由及びその年月日	(7) 異動の理由及びその年月日

- 4 平成29年4月1日から附則第1項ただし書に規定する改正規定の施行の日（次項において「一部施行日」という。）の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は給料の更正以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号俸が当該改正規定による改正前の職員の給与に関する規則の規定による号俸に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号俸については、改正後の規則の規定にかかわらず、当該改正規定による改正前の職員の給与に関する規則の規定による号俸とするものとする。
- 5 一部施行日から平成30年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は給料の更正以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員（個別に人事委員会と協議して号俸を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号俸については、なお従前の例によることができる。

人事委員会事務局

給与を減ぜられて支給される職員の給与の支給等の特例に関する規則をここに公布します。

平成30年3月22日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第5号

給与を減ぜられて支給される職員の給与の支給等の特例に関する規則

（定義）

第1条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 経過措置額支給特定職員 一般職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第6号。以下「一般職員給与条例」という。）附則第5項、長野県学校職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第2号。以下「学校職員給与条例」という。）附則第6項又は長野県警察職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第30号。以下「警察職員給与条例」という。）附則第15項の規定により給与が減ぜられて支給される職員であって、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年長野県条例第4号。第4条において「平成27年一般職員改正条例」という。）附則第3項から第5項まで、長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年長野県条例第23号。第4条において「平成27年学校職員改正条例」という。）附則第3項から第5項まで又は長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年長野県条例第26号。第4条において「平成27年警察職員改正条例」という。）

附則第3項から第5項までの規定（次条及び第5条において「平成27年改正条例附則の規定」という。）による給料を支給されるものをいう。

- (2) 改正後の給与条例 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年長野県条例第6号。次号及び第6条において「平成30年一般職員改正条例」という。）第1条の規定による改正後の一般職員給与条例、長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年長野県条例第30号。次号及び第6条において「平成30年学校職員改正条例」という。）による改正後の学校職員給与条例又は長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年長野県条例第31号。次号及び第6条において「平成30年警察職員改正条例」という。）による改正後の警察職員給与条例をいう。
- (3) 改正前の給与条例 平成30年一般職員改正条例第1条の規定による改正前の一般職員給与条例、平成30年学校職員改正条例による改正前の学校職員給与条例又は平成30年警察職員改正条例による改正前の警察職員給与条例をいう。

（経過措置額支給特定職員に対する給与の支給の特例）

第2条 経過措置額支給特定職員に対する平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に係る次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、この規則の規定（第4条の規定を除く。）の適用がないものとした場合に改正後の給与条例の規定（平成27年改正条例附則の規定を含む。次条において同じ。）により支給されるべき額（第3号及び第5号にあっては、それぞれ当該各号に掲げる手当の支給されるべき額の合計額）が、改正前の給与条例の規定

(平成27年改正条例附則の規定を含む。以下この条及び次条において同じ。)により支給されるべき額(第3号及び第5号にあっては、それぞれ当該各号に掲げる手当の支給されるべき額の合計額)に達しない場合は、改正前の給与条例の規定により支給されるべき額に相当する額をもって当該各号に掲げる給与の額とする。

- (1) 給料(人事委員会の定める場合におけるものに限る。)
- (2) 地域手当(第3号及び第5号に該当するものを除く。)
- (3) 特地勤務手当等に関する規則(昭和46年長野県人事委員会規則第2号)第3条の3の規定の適用がある場合における地域手当及び特地勤務手当
- (4) 特地勤務手当に準ずる手当
- (5) 学校職員給与条例第27条の2第3項の規定の適用がある場合における地域手当及びへき地手当
- (6) へき地手当に準ずる手当
- (7) 超過勤務手当
- (8) 休日給
- (9) 夜勤手当
- (10) 期末手当
- (11) 勤勉手当
- (12) 農林業普及指導手当

第3条 経過措置額支給特定職員に対する前条に規定する期間に係る一般職員給与条例第44条、学校職員給与条例第26条又は警察職員給与条例第24条の規定(第5条において「減額規定」という。)による給与の減額に当たっては、この規則の規定(次条の規定を除く。)の適用がないものとした場合に改正後の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額が、改正前の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額を超える場合は、改正前の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額に相当する額をもって減額する額とする。

(職員の給料の切替えに伴い支給される給料に関する規則の特例)

第4条 平成29年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において職員の給料の切替えに伴い支給される給料に関する規則(平成27年長野県人事委員会規則第10号。以下この条及び次条において「切替規則」という。)第3条第1項第2号に掲げる場合に該当した職員に対する平成27年一般職員改正条例附則第4項若しくは第5項、平成27年学校職員改正条例附則第4項若しくは第5項又は平成27年警察職員改正条例附則第4項若しくは第5項の規定による給料については、切替規則第3条又は第4条の規定にかかわらず、人事委員会の定めるところによる。

第5条 前条に規定する期間において、経過措置額支給特定職員について、改正後の給与条例の規定による給料月額から一般職員給与条例附則第5項第1号、学校職員給与条例附則第6項第1号又は警察職員給与条例附則第15項第1号に定める額に相当する額を減じた額と平成27年改正条例附則の規定による給料の額との合計額が、改正前の給与条例の規定による給料月額から一般職員給与条例附則第5項第1号、学校職員給与条例附則第6項第1号又は警察職員給与条例附則第15項第1号に定める額に相当する額を減じた額と平成27年改正条例附則の規定による給料の額との合計額に達しないときにおける切替規則第5条の規定の適用については、同条中「切り捨てた」とあるのは、「切り上げた」とする。

2 前項の規定は、経過措置額支給特定職員に対して支給される第2条各号に掲げる給与の額及び経過措置額支給特定職員に対する減額規定による給与の減額の額の算定の基礎となる場合における

平成27年改正条例附則の規定による給料については、適用しない。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、平成30年一般職員改正条例、平成30年学校職員改正条例又は平成30年警察職員改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会事務局

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成30年3月22日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第6号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則(昭和63年長野県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「次に定めるところによる」を「一般の派遣職員が、一般職の職員の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第6号)第8条第1項、長野県学校職員の給与に関する条例(昭和29年長野県条例第2号)第11条第1項又は長野県警察職員の給与に関する条例(昭和29年長野県条例第30号)第8条第1項の規定により標準号俸数(一般職の職員の給与に関する条例第8条第2項、長野県学校職員の給与に関する条例第11条第2項又は長野県警察職員の給与に関する条例第8条第2項に規定する人事委員会が定める基準において標準となる号俸数をいう。)を昇給するものとし、期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和39年長野県人事委員会規則第2号)第11条の規定により勤務成績が中位である職員について任命権者が定める成績率が適用される職員である」に改め、同項各号を削る。

附則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

人事委員会事務局